

## 廬原国造と珠流河国造のクニ

——ヤマトタケル焼津火難伝承の前提として——

鈴木正信

はじめに

焼津の火難伝承は、ヤマトタケルの物語におけるクライマックスの一つとして知られているが、『古事記』と『日本書紀』の間で複数の相違点がある。最も大きな違いは、『古事記』が伝承の舞台となった焼津を相模国の地名とするのに対し、『日本書紀』では駿河国の地名としていることである。この点は多くの先学によって注目され、長らく議論が交わされてきた。しかし、これに加えて留意すべきは、ヤマトタケルに抵抗した勢力を『古事記』が「国造」

と記すのに対して、『日本書紀』は「賊」と記していることである。この点については、いままで詳しく検討されなかつた。そこで、筆者は先稿<sup>②</sup>において、当該地域を管掌した廬原国造の系譜を手がかりに考察を行った。その結論を整理するならば、次のとおりである。

・『古事記』『日本書紀』が編纂される以前の原伝承では、焼津の火難は駿河国を舞台としており、この地域の「国造」がヤマトタケルに抵抗したことになっていた。焼津は国造制下において、駿河国西部に所在した廬原国造のクニ<sup>③</sup>(管掌範圍)に含まれており、原伝承に登場する「国造」とは、廬原国造のこ

とを指していた。それを『古事記』は相模国での話に変更し、「国造」の語はそのまま載録したのに対応して、『日本書紀』は舞台を駿河国としたまま、「国造」を「賊」へ変更した。

・廬原国造には廬原君氏が任命された。この氏族には日子刺肩別命の後裔とする系譜と、稚武彦命および吉備武彦命の後裔とする系譜の二種類が伝えられており、七世紀後半頃に前者から後者へ系譜の変更（仮冒）が行われた。すなわち、廬原国造は初め日子刺肩別命の後裔を称していたが、ヤマト王権の対外交渉に従事したことを契機として、新興勢力の笠臣氏と同祖関係を形成し、自氏の系譜を笠臣氏の祖である稚武彦命・吉備武彦命に結びつけた。こうして廬原国造は、後次的に稚武彦命・吉備武彦命の後裔を称するようになった。

・ただし、ヤマトタケルの母は稚武彦命の女であり、また吉備武彦命はヤマトタケルの東征に従軍して活躍した人物で、ヤマトタケルは吉備武彦命の妹・女を娶ったと伝えられていた。そのため、系譜の変更により、稚武彦命・吉備武彦命の後裔に当たる「国

造」がヤマトタケルを焼き殺そうとしたことになり、伝承上の大きな矛盾が生じてしまった。そこで『日本書紀』は「国造」と記すことを意図的に避け、「賊」とだけ記すことよって廬原国造をストーリーから切り離し、ヤマトタケル伝承全体の整合性を図った。

このように先稿では、伝承の舞台とされた焼津は廬原国造のクニに含まれるとの前提に立って論を進めた。しかし、この点に関して、焼津が所在する益頭郡・志太郡はかつて廬原国造のクニではなく、その東に接する珠流河国造（駿河国造）<sup>4</sup>のクニの「飛び地」であったとする説が出されている。先稿では紙幅の関係上、この説に対して十分に言及することがかなわなかった。そこで本稿では、火難伝承を理解するための前提として、焼津の一带がはたして廬原国造と珠流河国造のどちらのクニに含まれていたのか、さらには原伝承に登場した「国造」が廬原国造を指すのか、珠流河国造を指すのかという問題について、改めて検討を行うこととしたい。

## 第一章 焼津の火難

はじめに、先稿と重複する部分もあるが、焼津の火難伝承に関する『古事記』『日本書紀』の記事を確認しておく。『古事記』景行段には、

故爾、到二相武国一之時、其国造詐白、於二此野中一有二大沼一。住二是沼中一之神、甚道速振神也。於レ是、看二行其神一、入二坐其野一。爾其国造、火著二其野一。故、知レ見レ欺而、解二開其姨倭比売命之所レ給囊口一而見者、火打有二其裏一。於レ是、先以二其御刀一、苜二撥草一、以二其火打一而、打二出火一、著二向火一而焼退、還出皆切二滅其国造等一、即著レ火烧。故、於レ今謂二焼津一也。とある。この記事によれば、ヤマトタケルが相模国にやってきた時、「国造」がヤマトタケルを欺いて「この野の中に大きな沼があり、沼の中に住んでいる神はたいへん勢いのある荒々しい神である」と告げた。ヤマトタケルはその神を見るために、野の中に入っていった。すると、「国造」は野に火を放ち、ヤマトタケルを焼き殺そうとした。ヤマトタケルは騙されたことに気づき、叔母のヤマトヒメメから

授けられた袋を開くと、火打ち石が入っていた。そこで、身につけていた御刀で周囲の草を刈り払い、火打ち石で火を点け、向火むかいびによって火勢を退けた。そして、野から脱出し、「国造」らをすべて焼き滅ぼした。これに因んで、いまこの地を焼遣（焼津）と言うのだという。

一方、『日本書紀』景行四十年是歳条には、

日本武尊、初至二駿河一。其処賊陽從之欺曰、是野也、麋鹿甚多。氣如二朝霧一、足如二茂林一。臨而応レ狩。日本武尊、信二其言一、入二野中一而覓獸。賊有二殺レ王之情一、〈王、謂二日本武尊一也。〉放レ火烧二其野一。王知レ被レ欺、則以レ燧出レ火之、向焼而得レ兔（一云、王所レ佩劍叢雲、自抽之難二攘王之傍草一。因レ是、得レ免。故、号二其劍一曰二草薙一也。叢雲、此云二茂羅玳毛。〉王曰、殆被レ欺。則悉焚二其賊衆一而滅之。故、号二其処一曰二焼津一。

とある。こちらの記事では、ヤマトタケルが駿河国に至った時、「賊」が偽って服属の意を示し、ヤマトタケルを騙して「この地の野には大鹿が多く住んでいる。吐く息は朝霧のようで、足は茂った林のようである。出かけて狩りをしてはどうか」と誘った。ヤマトタケルはその言葉を信

じ、野の中に入って狩りをした。「賊」はかねてからヤマトタケルを殺そうという心があり、火を放って野を焼いた。ヤマトタケルは騙されたことに気がつき、すぐに火打ち石を使って火をおこし、向焼によって難を逃れた。(一説に、ヤマトタケルが腰に佩いた藁雲剣がひとりでに抜けて、ヤマトタケルの周囲の草をなぎ払い、これによって難を逃れることができた。そこで、この剣を名付けて草薙と言うようになった。) ヤマトタケルは「もう少しで騙されるところだった」と言い、「賊」たちをすべて焼き殺した。これに因んで、この地を焼津と言うようになったという。

両書を比較すると、冒頭でも触れたとおり、伝承の舞台を『古事記』が相模国とするのに対し、『日本書紀』は駿河国に設定していることが、大きな相違点として挙げられる。これについては、焼津を相模国の地名とするのは単純な誤りとする説<sup>(5)</sup>、かつては相模国の範囲が焼津にまで及んでいた時期があったとする説<sup>(6)</sup>、焼津という地名が相模・駿河両国に存在したとする説<sup>(7)</sup>などが出されてきた。

しかし、相模国と駿河国の境界には足柄峠が位置しており、それを超えて相模国が焼津までを含んでいたとは考え難い。また、火難のように特徴的な起源伝承を持つ焼津と

いう地名が、複数存在していた可能性は低いであろう。<sup>(8)</sup> 一説に、焼津一带は天然ガスの埋蔵地であり、その噴出により海辺で火が燃えていた様子から、焼津の地名が付けたとも言える。たしかに、現在でも焼津市域では天然ガスの採掘が行われている。<sup>(9)</sup> この説が正しければ、こうした特異な自然地形に由来する地名が、そこかしこに存在していたとは思われない。

一方、三品彰英は『古事記』でオトタチバナヒメが走水の海に入水する際、

さねさし 相武の小野に 燃ゆる火の 火中に立ちて  
問ひし君はも

(さねさし 相模の小野に燃える火の、その燃え広がる炎の中に立って、私のことを思っ呼びかけてくださった君よ、ああ。)<sup>(11)</sup>

との歌を詠んだとあり、この歌が後から挿入されたことにもなっており、火難の場所も相模国に改められたのではないかと論じている。<sup>(12)</sup> 原秀三郎は、『古事記』では「東方」の語が足柄峠以東を指すことから、平定の対象である焼津も足柄峠より東側の相模国に置かれたと推測している。<sup>(13)</sup> 仁藤敦史も、本来のヤマトタケル伝承の範囲は中部地方が中心

であったが、坂東の成立によってその範囲が関東地方にまで引き延ばされ、焼津の所在地も駿河国から相模国に移されたとする<sup>(14)</sup>。

このように、焼津が相模国に所在したとする設定は、『古事記』『日本書紀』の編纂にともなう後からの書き換えによって生じたとする見方が、現在では有力である。筆者も原伝承の段階では、焼津は駿河国に所在したことになる<sup>(15)</sup>と理解しておきたい。

次に、ヤマトタケルに抵抗した地元の勢力を『古事記』が「国造」、『日本書紀』が「賊」と記している点についてであるが、『古事記』と『日本書紀』における「賊」の用例を確認してみると、『古事記』の本文では「賊」の語は全く用いられていないのに対し、『日本書紀』では五〇件以上の用例が検出できる<sup>(15)</sup>。両書の分量を考慮したとしても、『日本書紀』の用例は『古事記』に比べて非常に多い。ここから『日本書紀』では、王権に抵抗する勢力に対して広く「賊」の語を用いるという方針がとられたことがうかがえる。おそらく原伝承では、駿河国が舞台とされ、そこに「国造」が登場していたのであろう。そして、それを『古事記』は相模国での話に変更し、「国造」の語はそのま

ま載録したのに対し、『日本書紀』は舞台を駿河国としたまま、「国造」の語を「賊」に変更したものと考えられる<sup>(16)</sup>。

また、『日本書紀』における「賊」の用例を細かく見てみると、「奸賊ふ心」<sup>(17)</sup>、「賊を撥き正に反す」<sup>(18)</sup>などのように、反逆者や略奪者という意味での一般名詞として用いられるパターンと、具体的な対象を指して「賊」と表現するパターンの二つに分類できる。たとえば、『日本書紀』景行二十七年十二月条には、

到<sup>二</sup>於熊襲国<sup>一</sup>。因以、伺<sup>二</sup>其消息及地形之險易<sup>一</sup>。時熊襲有<sup>二</sup>魁帥者<sup>一</sup>。名取石鹿文、亦曰<sup>二</sup>川上梟帥<sup>一</sup>。悉集<sup>二</sup>親族<sup>一</sup>而欲<sup>レ</sup>宴。於<sup>レ</sup>是日本武尊、解<sup>レ</sup>髮作<sup>二</sup>童女姿<sup>一</sup>、以密伺<sup>二</sup>川上梟帥之宴時<sup>一</sup>。仍佩<sup>二</sup>劍袈裏<sup>一</sup>、入<sup>二</sup>於川上梟帥之宴室<sup>一</sup>、居<sup>二</sup>女人之中<sup>一</sup>。川上梟帥、感<sup>二</sup>其童女之容姿<sup>一</sup>、則携<sup>レ</sup>手同<sup>レ</sup>席、举<sup>レ</sup>坏令<sup>レ</sup>飲而戲弄。于<sup>レ</sup>時也更深入闌。川上梟帥且被酒。於<sup>レ</sup>是日本武尊、抽<sup>二</sup>袈中之劍<sup>一</sup>、刺<sup>二</sup>川上梟帥之胸<sup>一</sup>。未<sup>二</sup>及之死<sup>一</sup>、川上梟帥叩頭曰、且待之。吾有所<sup>レ</sup>言。時日本武尊、留<sup>レ</sup>劍待之。川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也。対曰、吾是大足彦天皇之子也。名曰<sup>二</sup>本童男<sup>一</sup>也。川上梟帥亦啓之曰、吾是国中之強力者也。是以当時諸人、不<sup>レ</sup>勝<sup>二</sup>我之威力<sup>一</sup>、而

無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>從者。吾多遇<sub>二</sub>武力<sub>一</sub>矣、未<sub>レ</sub>有<sub>下</sub>若<sub>二</sub>皇子<sub>一</sub>者<sub>上</sub>。  
是以、賤賊陋口以奉<sub>二</sub>尊号<sub>一</sub>。若聽乎。曰、聽之。即啓  
曰、自<sub>レ</sub>今以後、号<sub>二</sub>皇子<sub>一</sub>、応<sub>レ</sub>称<sub>二</sub>日本武皇子<sub>一</sub>。言訖  
乃通<sub>レ</sub>胸而殺之。故至<sub>二</sub>于今<sub>一</sub>、称<sub>二</sub>曰日本武尊<sub>一</sub>、是其緣  
也。

とあり、『同』景行四十年是歳条には、

於<sub>レ</sub>是、日本武尊乃受<sub>二</sub>斧鉞<sub>一</sub>、以再拜奏之曰、嘗西征  
之年、頼<sub>二</sub>皇靈之威<sub>一</sub>、提<sub>二</sub>三尺劍<sub>一</sub>、擊<sub>二</sub>熊襲國<sub>一</sub>、  
未<sub>レ</sub>経<sub>二</sub>浹辰<sub>一</sub>、賊首伏<sub>レ</sub>罪。今亦頼<sub>二</sub>神祇之靈<sub>一</sub>、借<sub>二</sub>天  
皇之威<sub>一</sub>、往臨<sub>二</sub>其境<sub>一</sub>、示<sub>二</sub>以德教<sub>一</sub>、猶有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>服、即  
挙<sub>レ</sub>兵擊。仍重再拜之。

とある。ここでは取石鹿文（川上梟帥）という具体的な抵抗勢力を登場させ、それを後段で「賤しき賊」あるいは「賊首」と言い換えている。火難伝承の「賊」は、こうした後者のパターンに含まれる。

ただし、ほかの用例では必ず固有名詞が登場しており、それを前後で「賊」と言い換えているのに対し、火難伝承では固有名詞が見えず、ただ「賊」としか記されていないために、その「賊」が具体的に誰を指すのかが分からないようになっていいる。このように前後で固有名詞が明示され

ていないのは、火難伝承の「賊」が唯一の例である。このことも、本来は「国造」と伝えられていた箇所を、『日本書紀』が意図的に「賊」へ書き換えたことを示唆するものと言える。<sup>19)</sup>

以上を踏まえるならば、『古事記』『日本書紀』に記載される以前の原伝承では、駿河国が舞台とされ、抵抗勢力は「国造」と伝えられていたと考えられる。

## 第二章 珠流河国造のクニの範囲

原伝承において焼津が駿河国に所在したとされていたとすると、現在の静岡県焼津市焼津がその遺称地名と想定される。この一帯は、律令制下には益頭郡（現在の焼津市・藤枝市に比定される）に属していた（図1）。ならば、遡って国造制の段階では、焼津ほどの国造のクニに含まれていたのだろうか。『国造本紀』には、

### 珠流河国造

志賀高穴穗朝世、以<sub>二</sub>物部連祖大新川命児片堅石命<sub>一</sub>、定<sub>二</sub>賜国造<sub>一</sub>。

### 廬原国造



図1 駿河国略図（『日本古代道路事典』掲載図を一部改変）



志賀高穴穗朝代<sup>〔御説〕</sup>、以ニ池田坂井君祖吉備武彦命兎意加部彦命、定ニ賜国造<sup>〔御説〕</sup>。

とあり、のちの令制国の駿河国に相当する地域に所在した国造として、珠流河国造と廬原国造が掲出されている。

このうち珠流河国造のクニは、律令制下の駿河郡（現在の静岡県沼津市・裾野市・御殿場市に比定される）を中心として、駿河国東部を占めていたのに対し、廬原国造のクニは、廬原郡（現在の静岡県静岡市清水区庵原町を遺称地名とし、同市清水区一帯に比定される）を中心として、駿河国西部に広がっており、両国造のクニは富士川を境界として接していたと推定されている。また、『日本霊異記』中卷第三十九縁「薬師仏木像流レ水埋レ沙示ニ霊表一縁」には、

駿河国与ニ遠江国一之堺、有レ河。名曰ニ大井河。（略）とあり、律令制下の駿河国と遠江国の境界は大井川に設定されていたことが分かる。

これらのことから、廬原国造のクニは富士川以西・大井川以东ということになり、律令制下の廬原郡・安倍郡・有度郡・益頭郡・志太郡に相当する範囲に及んでいたとするのが、今日の通説的な理解となっている<sup>〔20〕</sup>。火難伝承の舞台

となった焼津は、このうちの益頭郡内に位置することから、国造制下においては廬原国造のクニに含まれており、火難伝承に登場する「国造」とは廬原国造のことを指すと見るのが一般的である。

しかし、冒頭で示したように、焼津を含む益頭郡の一角は、国造制下には珠流河国造のクニに含まれていたとする説が出されている<sup>〔21〕</sup>。その根拠は次の四点に整理することができる。

①『国造本紀』では各国造を京から近い順に配列している。これにしたがえば令制国の駿河国の範囲では廬原国造（駿河国西部）↓珠流河国造（駿河国東部）の順となるはずであるが、実際には珠流河国造↓廬原国造の順で掲出されている。これは益頭郡と志太郡にまで珠流河国造の勢力が及んでいた時期があり、両郡が珠流河国造のクニの「飛び地」となっていたためである。

②令制国の駿河国は、駿河・富士・廬原・安倍・有度・益頭・志太の計七郡で構成されるが、廬原国造がそのうちの五郡（廬原・安倍・有度・益頭・志太）を占めていたならば、「廬原」が令制国名に採



用されたはずである。にもかかわらず「駿河」(珠流河)が令制国名に採用されたのは、珠流河国造のクニが駿河・富士の二郡に加えて益頭・志太の二郡にも及び、さらに伊豆国の諸郡も含んでいたためである。

③駿河国駿河郡古屋郷には川津里・猪津里(比定地未詳)、駿河郡子松郷(御殿場市上小林から小山町下小林に比定される)には津守部氏、伊豆国田方郡兼姜郷には三津里・御津里(現在の沼津市内浦三津を遺称地名とする)が確認できる。益頭郡の焼津はこれらを介して、珠流河国造のクニと海上交通で結ばれていた。

④『国造本紀』珠流河国造条(前掲)によれば、初代の珠流河国造に任命された片堅石命は、物部連の祖である大新川命の児とされており、物部氏系の系譜を称している。それに対して、益頭郡には物部郷(藤枝市岡部町岡部から焼津市石脇上・石脇下に比定される)や、物部氏と同族の矢田部に関係する八田郷(焼津市関方付近に比定される)があり、かつ駿河郡と益頭郡にはともに金刺舎人氏の分布が確認

できる<sup>(26)</sup>。

以上が、益頭郡・志太郡がかつて珠流河国造のクニに含まれていたとする説の根拠である。かりにこの説が正しければ、火難伝承に登場する「国造」は廬原国造ではなく、珠流河国造を指していることになる。そこで、上記の①②④を検証してみたい。

まず、①について、『国造本紀』において令制国名を冠する国造(国造のクニの名と令制国名が一致する国造)は、令制国のどこに所在したかにかかわらず、令制国内に所在した複数の国造の先頭に置かれるという規則性があり、そのため『国造本紀』の配列と実際の所在地が入れ替わることがある。たとえば、のちの相模国の範囲には、相武国造(大住郡・高倉郡・愛甲郡)と師長国造(余綾郡)が所在しており、実際の地理上では師長国造が西、相武国造が東に所在した(師長国造の方が京に近い)が、『国造本紀』では相武国造↓師長国造の順で掲載されている。同様の例としては、以下のものが挙げられる。

加賀国 加我國造(加賀郡) ↓加宜国造(加賀郡) ↓  
江沼国造(江沼郡)  
能登国 能等国造(能登郡) ↓羽咋国造(羽咋郡)

播磨国 針間国造（飾磨郡）↓針間鴨国造（賀茂郡）

↓明石国造（明石郡）

伊予国 伊余国造（伊予郡）↓久味国造（久米郡）↓

小市国造（越智郡）↓怒麻国造（野間郡）↓風速国造

（風早郡）

よって、廬原国造の前に珠流河国造が置かれたのは、令制国名の「駿河」とクニの名が同じである珠流河国造を先頭に置くという『国造本紀』の編纂方針に拠ったためであり、珠流河国造と廬原国造のクニの範囲がどこまで及んでいたかという問題とは別に考える必要がある。

②については、国造のクニと律令制下の郡（その前身の評）は編成原理が異なるのであり、両者を単純に比較することには疑問が残る。国造のクニから郡（評）への移行に当たっては、二つの国造のクニを一部ずつ割いて新たな郡（評）を建てたケースや、国造制段階には開発が及んでいなかった空閑地に人々を集住させたケース、国造の勢力を削減するためにクニを分割したケースなど、地域の事情に応じて様々な形態があったと思われる。特に王権側が国造のクニを意図的に解体しようとする場合には、勢力の大きな国造のクニはそのまま維持され、むしろ勢力を削がれた

国造のクニの方がより多くの郡（評）に分かれるということもあり得る。令制国名の決定に関しても、所属郡の数だけではなく、王権とその地域との関係性など複数の要因が想定されるであろう。

③については、廬原国造のクニに含まれる範囲にも、津をはじめとする港津施設に由来する地名が確認できる。廬原郡には息津郷・息津駅<sup>30</sup>（現在の静岡市清水区興津本町などを遺称地名とする、図1）、江尻津<sup>31</sup>（同区江尻町を遺称地名とする）、入江庄（同区入江を遺称地名とする）、安倍郡には川津郷・河津沼天神（比定地未詳）が所在した。古代にまで遡るかは不明であるが、現在の静岡市駿河区には津島町<sup>32</sup>という行政地名もある。このように廬原郡・安倍郡にも港津施設は置かれていたのであり、駿河郡や伊豆国田方郡だけが海上交通で益頭郡の焼津と結ばれていたわけではない。むしろ、廬原・珠流河両国造のクニをまたぐ形で広く駿河湾に形成された海上交通網が、律令制下における駿河国の枠組みを作っていたと見ることができよう。

④については、駿河郡・富士郡を（A）地域、廬原郡・安倍郡・有度郡を（B）地域、益頭郡・志太郡を（C）地域とし、それぞれの氏族分布を比較したものが表1であ



| (C) 益頭郡・志太郡 |         |      |               | (B) 廬原郡・安倍郡 |               |                          |         |             |                     |      |             |             |     |       |                                  |         |            |   |            |            |                         |            |         |                                   |                  |      |
|-------------|---------|------|---------------|-------------|---------------|--------------------------|---------|-------------|---------------------|------|-------------|-------------|-----|-------|----------------------------------|---------|------------|---|------------|------------|-------------------------|------------|---------|-----------------------------------|------------------|------|
|             | 益頭郡     | 有度郡  | 安倍郡           |             |               |                          |         |             |                     |      |             |             |     |       |                                  |         |            |   |            |            |                         |            |         |                                   |                  |      |
| 齒部          | 刑口(部カ)  | 伴    | 物部郷・物部里       | 石部          | 他田臣・他田部       | 神神社・美和天神・三輪明             | 宇治部     | 宇刀部         | 矢田部・八田郷             | 金刺舎人 | 池田坂井君・池田神社  | 真髮・真壁郷      | 丸子  | 石戸    | 他田舎人・他田郷・他田里                     | 丈部・丈部里  | 川辺臣        | 有度君・有度部・有刀部・有門口(部カ)・宇刀部                       | 日下部        | 伊奈利臣       | 横田臣・横太郷・横太駅             | 常臣         | 半布臣・埴生郷 | 川辺臣・川辺郷                           | 横田物部             |      |
| 平概二二―二二     | 日本古代木簡選 | 朝野郡載 | 和名類聚抄、日本古代木簡選 | 平城京一―四四九    | 平概二二―二二・四二―四四 | 日本三代実録(二件)、延喜式神名帳、駿河国神名帳 | 日本古代木簡選 | 平概二二―二二(二例) | 平概二二―二二、木研七―六七頁一(六) | 続日本紀 | 国造本紀、延喜式神名帳 | 大同類聚方、和名類聚抄 | 吾妻鏡 | 大同類聚方 | 天平一〇駿河国正税帳、平概三二―二五、日本古代木簡選、和名類聚抄 | 平概三一―二五 | 天平一〇駿河国正税帳 | 天平一〇駿河国正税帳、平城京一―三四一(二件)、平概二九―三一、三一―二五、日本古代木簡選 | 天平一〇駿河国正税帳 | 天平一〇駿河国正税帳 | 天平一〇駿河国正税帳、和名類聚抄、延喜兵部省式 | 天平一〇駿河国正税帳 | 和名類聚抄   | 浅間神社田藏鐘銘(県史三五六頁)、大般若波羅蜜多經(県史六〇六頁) | 天平一〇駿河国正税帳、和名類聚抄 | 天神本紀 |
|             |         |      | ●             | ●           | ●             | ●                        | ●       | ●           | ●                   | ●    | ●           | ●           | ●   | ●     | ●                                | ●       | ●          | ●   | ●          | ●          | ●                       | ●          | ●       | ●                                 | ●                | ●    |

| (C) 益頭郡・志太郡 |                                      | 郡  |
|-------------|--------------------------------------|----|
| 志太郡         | 氏族名・地名・神社名                           | 出典 |
| 文部          | 日本古代木簡選                              | 備考 |
| 矢田部         | 平概二四一・二四                             | ▲  |
| 丸           | 秋合遺跡墨書土器(県史一〇六四頁)                    | ▲  |
| 壬・生         | 居倉遺跡墨書土器(県史一〇四八・一〇四九頁)               | ▲  |
| 宇刀部         | 平概二二一・二二                             | ●  |
| 川辺          | 大同類聚方                                | ●  |
| 勝部          | 居倉遺跡墨書土器(県史一〇四八頁)                    | ●  |
| 日置          | 木研一―三七頁―(一)                          |    |
| 財           | 居倉遺跡墨書土器(県史一〇五一頁)                    |    |
| 辛人          | 秋合遺跡墨書土器(県史一〇六三頁)                    |    |
| 額           | 御子ヶ谷遺跡墨書土器(県史一〇五九頁)                  |    |
| 刑部・刑・刑部郷    | 万葉集二〇―四三三九、御子ヶ谷遺跡墨書土器(県史一〇六三頁)、和名類聚抄 |    |
| 檜前舎人        | 天平一〇駿河国正税帳                           |    |
| □(小カ)長谷     | 日本古代木簡選                              |    |
| □田部         | 平概一六一・六                              |    |
| □部          | 平概二二一・二二                             |    |
| 川前連□        | 木研三〇―二〇五頁―(五五)                       |    |

※所屬郡が特定・推定できるもののみ掲出した。

※(A)と(C)で共通するものには備考欄に▲、(B)と(C)で共通するものには●を付した。

※史資料の略称は以下のとおり。木研＝木簡研究、荷札集成＝評制下荷札木簡集成、平城京＝平城京木簡、平概＝平城宮発掘調査出土木簡概報、県史＝静岡県史資料編4。

る。これによれば、(B) 地域と (C) 地域には矢田部・文部・生部・有度郡(宇刀部)・宇治部・物部・川辺臣・勝(村主・勝部)・他田舎人(他田臣・他田部)・石戸(石部)・丸子(丸)などが共通して分布している。安倍郡には美和郷・神部神社があるのに対し、益頭郡にも神部社があり、両郡には神部氏(神人氏・神人部氏)の居住も推定される。<sup>34)</sup>一方、(A) 地域と (C) 地域で共通するのは金刺舎人・矢田部・文部・壬生部(生部・大生部・壬生)・丸子(丸)であるが、矢田部・文部・壬生部・丸子は(A) (B) (C) すべての地域に分布していることから、これらを除けば、(A) 地域と (C) 地域とで共通するのは金刺舎人のみである。このように整理すると、益頭郡・志太郡の氏族分布は、駿河郡・富士郡よりも、むしろ廬原郡・安倍郡・有度郡に近似していると言える。

以上、①④を検証した結果、①・②・③は益頭郡・志太郡の範囲がかつて珠流河国造のクニの「飛び地」であったことを示す積極的な根拠にはならず、④からはむしろ廬原郡・安倍郡・有度郡・益頭郡・志太郡の地域的な一体性をうかがうことができる。そもそも、ある郡の「飛び地」が存在する場合は、紀伊国海部郡や近江国浅井郡などのよ

うに、本来の郡域と「飛び地」とに同じ郡名が付されるはずであり、それゆえに「飛び地」なのである。かつて珠流河国造の勢力がのちの益頭郡・志太郡の範囲にまで及んでいたならば、郡(評)が編成される際、益頭郡・志太郡の範囲も駿河郡となっていたのではないだろうか。

これらを踏まえるならば、珠流河国造のクニとこのちの益頭郡・志太郡との間で一定の関係・交流があったことは認められるが、そのことから益頭郡・志太郡がかつて珠流河国造のクニに含まれていたとまでは言えないと思われる。

### 第三章 廬原国造のクニの範囲

繰り返しになるが、これまでは珠流河国造のクニがのちの駿河郡・富士郡、廬原国造のクニがのちの廬原郡・安倍郡・有度郡・益頭郡・志太郡にそれぞれ相当すると考えられてきた。筆者もこの理解に賛同するものであるが、本章では通説の根拠を改めて確認するとともに、若干の補足をしておこう。なお、前章で述べたとおり、廬原郡・安倍郡・有度郡・益頭郡・志太郡には氏族分布の観点から一体性が看取される。まず、この点を第一の根拠として挙げて

おきたい。

第二に、盧原国造に任命されたのは盧原君（公）氏<sup>(35)</sup>であつたと考えられる。<sup>(36)</sup>『新撰姓氏録』右京皇別下 盧原公条には、

盧原公

笠朝臣同祖。稚武彦命之後也。孫吉備建彦命、景行天皇御世、被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>東方、伐<sub>二</sub>毛人及鬼神、到<sub>二</sub>于阿倍盧原国<sub>一</sub>。復命之日、以<sub>二</sub>盧原国<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>之。

とある。この記事によれば、景行天皇の時代に吉備武彦命が東方に派遣され、毛人や凶神を討伐して「阿倍盧原国」に到り、復命した際に「盧原国」を賜つたという。

ここに見える「阿倍盧原国」については、広域に及ぶ「阿倍国」があり、「盧原国」はその中の小地名であつたとする説や、<sup>(37)</sup>「阿倍国」は安倍郡、「盧原国」は盧原郡に相当し、ゆえに盧原国造のクニは安倍郡には及んでおらず、<sup>(38)</sup>ほは盧原郡に相当する範囲に限られていたとする説もある。

しかし、「阿倍盧原国」が「阿倍国」と「盧原国」で構成されており、吉備武彦命がそのうちの「盧原国」だけを賜つた（「阿倍国」は賜らなかつた）のであれば、「阿倍国」をわざわざ引き合いに出す必要はなく、初めから「盧

原国」とだけ記せばよい。この文章が盧原公氏の本系に由来することに留意するならば、ここでは吉備武彦命が「盧原国」を賜つたことに因んで、その後裔が「盧原」のウジナを名乗るようになったことに主眼が置かれているのであり、二回目の「盧原国」は「阿倍」を省略したものと思われる。したがって、「阿倍盧原国」は「阿倍国」と「盧原国」に分かれていたのではなく、いまだ未分化であつたのちの安倍・盧原両郡を広く指す呼称であつたと見られる。この記事からは、盧原国造のクニが盧原郡に限定されていたのではなく、むしろその範囲が安倍郡にも及んでいたことを読み取るべきであろう。

第三に、『万葉集』三二二八四には、

焼津<sup>やまつへ</sup>辺に わが行きしかば 駿河なる 阿倍の市道<sup>いちぢ</sup>に  
逢ひし兎らはも

（焼津の方へ私が行つた時、駿河国の阿倍の市への道で出会つた娘よ。）<sup>(39)</sup>

とある。この歌は、八世紀初頭に春日<sup>(41)</sup>蔵首老<sup>(40)</sup>が常陸介として赴任する際、益頭郡家を出て安倍郡家に向かう途中で、「阿倍の市」へ出かける華やいだ兎らに出会つた際の感慨を詠んだものとされる。「阿倍の市」とは、駿河国安倍郡



に所在する国府付近に立てられた市のことである。比定地は現在の静岡市葵区<sup>(44)</sup>阿替町<sup>(44)</sup>付近、同馬場町<sup>(45)</sup>付近など諸説あるが、静岡市の中心部と見る点ではいずれも一致している(図1)。

「阿倍の市道」とは、市の中の道ではなく、市に到る道と言う。国司<sup>(46)</sup>が任地に赴く際には伝馬を利用する規定であったことから、具体的には益頭郡家と安倍郡家とを結ぶ伝路が通過する宇津<sup>(46)</sup>ノ谷峠<sup>(46)</sup>越えを指すと見られる。益頭郡から宇津ノ谷峠を越えた東側には、有度郡内<sup>(46)</sup>屋郷<sup>(46)</sup>(静岡市駿河区宇津ノ谷を遺称地名とする)が所在しており、伝路は益頭郡から有度郡内を通過して安倍郡に入っていた。

とすれば、この歌からは益頭郡・有度郡・安倍郡を人々が往来していた様子を知ることができ、「阿倍の市」を中心とする経済活動が地域的な広がりを持つていたことが分かる。<sup>(47)</sup>伝路は、京と地方とを最短距離で結ぶために直線性を保つ<sup>(47)</sup>駅路とは異なり、自然に形成された在来の道筋が活用されたことから、<sup>(48)</sup>宇津ノ谷峠を越えて人々が往来する状況は、国造段階にまで遡る可能性があるろう。よって、廬原国造のクニの内部では、のちの益頭郡・有度郡・安倍郡に相当する範囲で交易圏が形成されていたことがうかがえ

る。

第四に、『国造本紀』廬原国造条(前掲)には、吉備武彦命の子の意加部<sup>(49)</sup>彦命<sup>(49)</sup>が廬原国造に任命された<sup>(49)</sup>とある。意加部彦命の「意」の文字は、ほかに「思」<sup>(50)</sup>、「昱」<sup>(51)</sup>、「思」<sup>(51)</sup>などに作る写本もあるが、『鼈頭旧事記』『国造本紀考』などは「意」を採用している。これらの文字を比較するならば、本来は「意加部彦命」とあったが、「意」の「立」が誤って脱落して「思」となり、さらに「昱」や「思」<sup>(52)</sup>などと誤記されていたことが想定される。よって、本来の人名は「意加部彦命」であったと見られる。

この呼称は、オカベ地域の首長を意味しており、現在の静岡県藤枝市岡部<sup>(53)</sup>町岡部に関連する(図1)。<sup>(53)</sup>この地は焼津にも近く、前述した宇津ノ谷峠のすぐ西側に当たる。北側には益頭郡朝夷郷<sup>(54)</sup>(現在の藤枝市岡部町羽佐間から玉取に比定される)が置かれていたことから、オカベ地域も益頭郡に含まれていたと推定される。このように、オカベ地域の首長を意味する意加部彦命が初代の廬原国造に任命されたとする伝承の存在は、オカベの地名が所在する益頭郡域<sup>(54)</sup>がかつては廬原国造のクニに含まれていたことを示している。<sup>(54)</sup>

第五に、駿河国の式内社のうち、盧原郡の久佐奈岐神社（静岡市清水区山切）、有度郡の草薙神社（同区草薙）、益頭郡の焼津神社（焼津市焼津）は、いずれもヤマトタケルの火難伝承に関係することが指摘されている。<sup>(55)</sup>

・久佐奈岐神社は、ヤマトタケルを主祭神とし、吉備武彦命・大伴武日連・七束脛・弟橘媛を配祀する。神社の鎮座地は盧原郡盧原郷に相当すると見られ、盧原君氏が奉祭した神社と伝えられる。<sup>(56)</sup>

・草薙神社は、景行天皇が東国に巡幸した際、ヤマトタケルが平定したこの地に草薙剣を納めて創建されたが、のちに天武天皇の勅命によって草薙剣が熱田神宮に移され、以降はヤマトタケルを祭るようになったと伝わる。<sup>(57)</sup>

・焼津神社は、ヤマトタケルを主祭神とし、相殿に吉備武命彦・大伴武日連・七掬脛を祭る。ヤマトタケルの功績を讃えて祭ったのが始まりとされる。

先行研究では上記の三社が注目されてきたが、ほかにも盧原郡の御穂神社（清水区三保）、有度郡の池田神社（駿河区池田）、安倍郡の建穂神社（葵区建穂）を加えたい。

・御穂神社は、現在の祭神は大己貴命・御穂津姫命と

なっているが、かつては吉備武彦命を祭っていたと伝えられる。<sup>(58)</sup>

・池田神社は、現在の祭神は事代主神となっているが、こちらも江戸時代には吉備武彦命を祭神としていた。<sup>(59)</sup>『国造本紀』盧原国造条（前掲）には、盧原君氏と同祖関係にある池田坂井君氏という氏族が見えており、この氏族が祭った神社と推定されている。<sup>(60)</sup>

・建穂神社は、現在の祭神は天照大神となっているが、同様に古くはヤマトタケルを祭っていたと伝えられる。<sup>(61)</sup>

このように盧原郡・安倍郡・有度郡・益頭郡には、ヤマトタケルやその伝承に登場する人物を祭る神社が分布している。もちろん、これらの社伝や祭神は後からヤマトタケル伝承に仮託したものであり、特にヤマトタケルがこの地を訪れて草薙剣を神社に奉納したとする点などは、そのまま史実と見なすことはできない。しかし、珠流河国造のクニに含まれる駿河郡・富士郡の式内社には、こうした性格の神社は存在しないのであり、このことは留意すべきである。盧原郡・安倍郡・有度郡・益頭郡におけるヤマトタケ

ルに対する信仰の広がり、盧原国造のクニがこれらの各郡に及んでいたことをうかがわせるものと言えよう。

以上の諸点からすれば、これまで言われてきたように、盧原国造のクニは律令制下の盧原郡を中心として安倍郡・有度郡・益頭郡・志太郡にまで広がっており、駿河国西部を占めていたと理解して差し支えない。したがって、火難伝承の舞台となった焼津も盧原国造のクニに含まれていたものであり、原伝承に登場した「国造」とは盧原国造を指していたと考えることができる。

#### 結語

本稿では、火難伝承の舞台とされた駿河国の焼津一帯が、盧原国造と珠流河国造のどちらのクニに含まれていたのか、原伝承に登場した「国造」がどちらを指していたのか、という問題について考察を行った。

まず、焼津が所在する益頭郡とそれに隣接する志太郡が、かつては珠流河国造のクニの「飛び地」であったとする説の根拠を改めて検証した。その結果、珠流河国造のクニのうちの益頭郡・志太郡との間に一定の関係・交流が

あったことは認められるものの、両郡の範囲が珠流河国造のクニの「飛び地」になっていたとまでは言えないと判断した。

一方、焼津が盧原国造のクニに含まれていたとする従来説に関しては、氏族分布の観点から盧原郡・安倍郡・有度郡・益頭郡・志太郡には一体性が看取されること、『新撰姓氏録』の「阿倍盧原国」という表現から、盧原国造のクニが盧原郡に加えて安倍郡にも及んでいたこと、『万葉集』からは益頭郡・有度郡・安倍郡に「阿倍の市」を中心とする交易圏の形成がうかがえること、『国造本紀』で初代の盧原国造とされる意加部彦命が益頭郡のオカベ地域に関連すること、盧原郡・安倍郡・有度郡・益頭郡にはヤマトタケルに対する信仰の広がり確認されることを指摘した。そして、盧原国造のクニは律令制下の盧原郡を中心として安倍郡・有度郡・益頭郡・志太郡にまで広がっていたと理解するのが妥当であるとし、よって火難伝承の舞台となった焼津も盧原国造のクニに含まれていたものであり、原伝承に登場した「国造」とは盧原国造を指していると結論づけた。

なお、ヤマトタケル伝承には、本稿で取り上げた焼津の

火難以外にも、「東国造」が登場する酒折宮伝承や、穂積氏の女とされるオトタチバナヒメの伝承、尾張氏の女とされるミヤズメヒの伝承など、国造制や地方豪族の実態を探る上で手がかりとなる記述が多く見られる。それらについては、稿を改めて述べることにしたい。

注

- (1) 上田正昭『日本武尊』（吉川弘文館、一九八五年、初版一九六〇年）三頁など。
- (2) 拙稿「ヤマトタケル伝承と廬原国造——焼津の火難をめぐって——」（小林真由美・鈴木正信編『日本書紀の成立と伝来』雄山閣、二〇二四年）。
- (3) 本稿で言う国造の「クニ」とは、当該地域の有力豪族がヤマト王権の地方官としての国造に任命され、その国造の職務として管掌した範囲を指す。それは現代の国家や自治体の境界のように、地図上に一線をもって画す厳密なものではなく、交通路上の必要箇所境界点を設定して区画するゆるやかなものであったと考えられる。篠川賢「国造制の成立過程」（『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、一九九六年）、拙稿「境部氏と境界画定」（『日本古代の国造と地域支配』八木書店、二〇二三年、初出二〇二二年）など参照。

- (4) 『国造本紀』に「珠流河国造」、『天孫本紀』に「駿河国造」と見える。以下では便宜上、「珠流河国造」で統一する。
- (5) 津田左右吉『日本古典の研究』上（『津田左右吉全集』一、岩波書店、一九六三年、初出一九四八年）二〇〇頁、西宮一民校注『新装版 新潮日本古典集成成本 古事記』（新潮社、二〇一四年）一六三頁。
- (6) 本居宣長『古事記伝』（『本居宣長全集』十一、筑摩書房、一九六九年）二二九頁。
- (7) 喜田貞吉「上代の武相」（『武相郷土史論』仁友社、一九一七年）、荒井秀規「神奈川古代史素描」（『考古論叢神奈河』七、一九九八年）。
- (8) 桜井満「焼津の火難伝承」（同編『日本武尊論——焼津神社誌——』桜風社、一九八九年）。
- (9) 野本寛一「焼津神社」（谷川健一編『日本の神々』十、白水社、一九八七年）、式内社研究会編纂『式内社調査報告』九（皇学館大学出版部、一九八八年）三九〇頁。
- (10) 加藤芳朗「焼津の地質」（『焼津市史』通史編上巻、二〇〇五年、初出二〇〇一年）。
- (11) 現代語訳は、山口佳紀・神野志隆光校注『新編日本古典文学全集一 古事記』（小学館、一九九七年）二二七頁による。
- (12) 三品彰英『図説日本の歴史』二（集英社、一九七四年）

二二一頁。

- (13) 原秀三郎「王権と東方への道」(『地域と王権の古代史学』  
掲書房、二〇〇二年、初出一九九三年)。
- (14) 仁藤敦史「ヤマトタケル東征伝承と焼津」(『焼津市史』  
通史編上巻、前掲)。
- (15) 個々の用例については割愛する。詳細は、拙稿「ヤマト  
タケル伝承と廬原国造」(前掲)を参照されたい。
- (16) 中丸和伯も、『古事記』の「国造」と『日本書紀』の  
「賊」とを比較して、『古事記』の方が古態を留めている  
と推測している。中丸和伯「廬原国造の任命」(『清水市  
史』一九七六年)参照。
- (17) 『日本書紀』神代上第六段一書第三。
- (18) 『日本書紀』成務四年二月丙寅条。
- (19) その理由は、「はじめに」でも述べたように、廬原国造  
(廬原君氏)の系譜の変更(假冒)にともない、火難伝承  
の中で生じた矛盾を解消しようとしたためと考えられる。  
拙稿「ヤマトタケル伝承と廬原国造」(前掲)参照。
- (20) 本居宣長『古事記伝』(『本居宣長全集』十一、前掲)二  
二九頁、吉田東伍『大日本地名辞書』中巻(富山房、一  
九〇七年)二五四九頁、新庄道雄『修訂駿河国新風土記』  
第十輯(志豆波多会、一九三四年)八〇頁、田中稔「イ  
オハラの国とスルガの国」(内藤晃ほか編『三池平古墳』  
庵原村教育委員会、一九六一年)など。
- (21) 原秀三郎「駿河国号小考」(『地域と王権の古代史学』前  
掲、初出一九九七年)、仁藤敦史「国造制と古代氏族」  
(『焼津市史』通史編上巻、前掲)。
- (22) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二―二四上(二三  
七・二三九)。
- (23) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』四二―一五上。
- (24) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二―二四下(二四  
四・二五上(二五四)・(二五五))、『平城宮木簡』七一―  
二六三三。
- (25) 『和名類聚抄』。
- (26) 『続日本紀』天平宝字元年(七五七)八月己丑条・甲午  
条ほか。
- (27) 常陸国行方郡(『常陸国風土記』行方郡条)、鹿島郡  
(『同』香島郡条)、信太郡(『釈日本紀』所引『常陸国風  
土記』信太郡条逸文)などの例が挙げられる。
- (28) 美濃国席田郡(『続日本紀』靈龜元年(七一五)七月丙  
午条)、武蔵国高麗郡(『同』靈龜二年(七一六)五月辛  
卯条)、武蔵国新羅郡(『同』天平宝字二年(七五八)八  
月癸亥条)などの例が挙げられる。
- (29) 筆者は以前、美濃国西部に所在した本果国造の勢力が衰  
退したことにもない、本果国造の系譜に連なる栗栖田  
君氏の本拠地が、のちの本巢郡と大野郡に分割編入され  
た可能性を論じたことがある。拙稿「美濃国クルスダ

域と本巢国造」(『日本古代氏族系譜の基礎的研究』東京堂出版、二〇一二年、初出二〇〇三年)参照。また、田島公は、本巢国造のクニの東側を割き取って屯倉が設置され、それがのちの席田郡に継承されたと述べている。田島公「古代美濃国本巢・席田両郡の景観復元の一論」(『金田章裕編『景観史と歴史地理学』吉川弘文館、二〇一八年)、同「三川・穂・三野・科野・越の地域と社会」(吉村武彦・川尻秋生・松木武彦編『シリーズ地域の古代日本 東国と信越』角川書店、二〇一二年)参照。

(30) 『和名類聚抄』、『延喜兵部式』。

(31) 『今昔物語集』巻十六第二十四話「錯入レ海人依レ観音助一存レ命語」。

(32) 正応六年(一二九三)七月二十九日「関東寄知状」(『鎌倉遺文』二四一―一八二六七)。

(33) 『和名類聚抄』、『駿河国神名帳』。

(34) 大神氏の全国分布を概観すると、国・郡ごとで地名・神社・氏族の分布が重なる事例が散見する。たとえば、遠江国浜名郡には大神郷があり(『和名類聚抄』)、大神神社が鎮座し(『延喜式神名帳』)、神人・神人部が分布していた(天平十二年(七四〇)「遠江国浜名郡輸租帳」『大日本古文书』二一―二五八)。こうした例から類推するならば、残存史料から地名や神社しか確認できない場合でも、古代には神部氏(神人氏・神人部氏)が居住しており、そ

のために郷の名称に「美和」が採用されたと考えられる。神社についても、すでに池辺彌が指摘しているように、中央の大神氏と無関係に勧請されたのではなく、当該地域に居住した神部氏(神人氏・神人部氏)よって、大和国の三輪山の神が勧請・奉祭されたものと見ることでできよう。池辺彌「古代における地方の大神神社」(『古代神社史論攷』吉川弘文館、一九八九年、初出一九七二年)、拙稿「大神氏の分布とその背景」(『大神氏の研究』雄山閣、二〇一四年、初出二〇一三年)参照。

(35) 廬原君氏は、はじめ「君」姓を称していたが、『続日本紀』天平宝字三年(七五九)十月十月辛丑条に、

天下諸姓、著二君字一者、換以二公字一。

とあり、「君」から「公」への表記変更の命令を受けて「公」姓を称するようになった。さらに『続日本後紀』承和二年(八三五)十月丁亥条には、

賜二右京人遣唐詔語廬原公有子、兄散位柏守等朝臣姓一。

とあり、この時に「公」から「朝臣」へと改姓した。

(36) 大倭直氏が大倭国造に任命されたように、国造に任命された氏族には、管掌するクニの名を冠するウジナが賜与されるという原則があった。それは、王権によってそのクニに対する支配権を承認されることであり、そのクニを管掌して王権へ奉仕する正統性を意味した。この点か

- らも、廬原国造に任命されたのは、「廬原」というクニの名をウジナに冠する廬原君(公)氏であったと考えられる。篠川賢「国造制の成立過程」(前掲)、拙稿「国造の氏姓と「クニの名」」(『日本古代の氏族と系譜伝承』吉川弘文館、二〇一七年)など参照。
- (37) 新庄道雄『修訂駿河国新風土記』第十輯(前掲)六八頁。
- (38) 原秀三郎「駿河国号小考」(前掲)。
- (39) 現代語訳は、佐竹昭広・山田英雄・大谷雅夫・山崎福之・工藤力男校注『新日本古典文学大系一 万葉集一』(岩波書店、一九九九年)二二二頁による。
- (40) 僧名は弁基(弁紀)と言う。大宝元年(七〇一)、還俗して春日藏首(春日倉首・春日椋首)の氏姓と老の名を与えられ、追大老(正八位上相当)を賜った(『続日本紀』大宝元年三月壬辰条)。和銅七年(七一四)、正六位上から従五位下に昇り、『続日本紀』和銅七年正月甲子)、のちに常陸介に任命された(『懷風藻』五九)。
- (41) 郡遺跡(藤枝市立花)と推定される。
- (42) 内荒・宮下遺跡(静岡市葵区川合)と推定される。
- (43) 原秀三郎「安倍の市道と古代の東海道」(『地域と王権の古代史学』前掲、初出一九八一年)、加藤友康「産業の発達と流通」(静岡県史)通史編一、一九九四年)。
- (44) 足立敏太郎「上代の市」(静岡県史)二、一九三一年)。
- (45) 原秀三郎「安倍の市道と古代の東海道」(前掲)。
- (46) 厩牧令16置駅馬条。
- (47) 栄原永遠男「国府交易をめぐる諸問題」(『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、一九九二年)、加藤友康「産業の発達と流通」(前掲)。
- (48) 原秀三郎「安倍の市道と古代の東海道」(前掲)。
- (49) 卜部兼永本(天理図書館所蔵)、陽明文庫本(京都大学図書館所蔵)など。
- (50) 卜部兼右本(天理図書館所蔵)、秘閣本(宮内庁書陵部所蔵)など。
- (51) 山田以文本(静嘉堂文庫)、曼殊院本(多和文庫)など。
- (52) 「日」と「田」の混同に関しては、同じ『国造本紀』の中でも、卜部兼永本(天理図書館所蔵)では角鹿国造条に「建功狭日命」とある箇所を、冷泉為経本(国立歴史民俗博物館所蔵)が「建功狭田命」に作る例や、卜部兼永本では筑志国造条に「日道命」とある箇所を、『鼈頭旧事紀』が「田道命」に作る例などが確認できる。
- (53) 栗田寛『国造本紀考』(『神道大系 古典編八 先代旧事本紀』神道大系編纂会、一九八〇年)二七二頁、原秀三郎「国造・県主制の成立と遠江・駿河・伊豆」(『地域と王権の古代史学』前掲、初出一九九四年)。
- (54) 原秀三郎「国造・県主制の成立と遠江・駿河・伊豆」(前掲)。



- (55) 原秀三郎「王権と東方への道」(前掲)。
- (56) 以下、神社の説明は、式内社研究会編纂『式内社調査報告』九(前掲)三七七～四三五頁による。
- (57) 寛永五年(一七〇八)成立『草薙大明神縁起』。
- (58) 出口延経『神名帳考証』(佐伯有義編『神祇全書』一、皇典講究所、一九〇六年)二一九頁。
- (59) 出口延経『神名帳考証』(前掲)二二八頁。
- (60) 栗田寛『国造本紀考』二七二頁、原秀三郎「国造・県主制の成立と遠江・駿河・伊豆」(前掲)。
- (61) 出口延経『神名帳考証』(前掲)二二八頁。